

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社 福吉工業	福島県いわき市小名浜字中原16-5

2. 指名停止措置期間

平成30年2月14日 ~ 平成30年3月13日 (1 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

(株)福吉工業の前代表取締役は、法令違反により平成28年9月30日に福島地方検察庁いわき支部に起訴され、同年11月29日に福島地方裁判所いわき支部から懲役刑を宣告され、同年12月5日に刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第16号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件については1カ月の指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 本間 光義 (内線 2511)

建設専門官 木曾 幸一 (内線 2512)

総務部 経理調達課 課長 室井 良雄 (内線 6551)

○は本件の主務課です。